
第 13 章

公 社

1. 土地開発公社	260
2. 廃棄物処理公社	260
3. 公園公社	262
4. 文化センター	264
5. 霊園公社	265
6. 福祉サービス公社	266
7. 野外活動センター	269

第13章 公 社

1. 土地開発公社

公共用地・公用地等の取得・管理・処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と市民福祉の増進に寄与することを目的として、昭和49年6月1日、(財)宇治市開発公社の組織を変更して宇治市土地開発公社を設立した。

宇治市土地開発公社は、住みよいまちづくりを基本に、公有地の拡大の増進に関する法律に規定する宇治市からの要請による公共用地・公用地の取得を主要業務とし、市民の要望にこたえるべく宇治市との緊密な連携を図りながら、公共事業用地の取得及び管理処分などを実施している。

(1) 基本財産 500万円（市から出資）

(2) 市の債務保証限度額 75億円

(3) 役員

理事 8名 うち理事長1名、副理事長1名、専務理事1名

監事 2名

顧問 2名 市議会議長、市議会建設水道常任委員会委員長

(4) 事業内容

平成30年度宇治市からの要請事業として、菟道志津川線道路用地購入事業、宇治伊勢田線道路築造用地購入事業、ウトロ地区住環境改善事業関連道路用地、宇治茶と歴史・文化の香るまちづくり関連用地（その1）、地区計画施設（六地藏地区）整備用地（その2）の5事業があった。

今年度、取得出来た事業は、地区計画施設（六地藏地区）整備用地（その2）事業の1契約のみで、面積66.18㎡ 金額46,690,240円であった。

公社から宇治市への既取得用地の引渡しは、宇治茶と歴史・文化の香るまちづくり関連用地（その3）で、面積21.50㎡ 金額3,273,764円であった。

一方、公社の独自事業としての代替地の取得や保有土地の売却はなかった。

2. 廃棄物処理公社

昭和52年7月14日に財団法人宇治廃棄物処理公社を設立した。その後、平成25年3月19日に京都府知事の認可を得て、同年4月1日から宇治市の清掃行政に対応し、市民生活や地域の社会経済活動から排出される廃棄物を安全・適正に処理し、地域社会における生活環境の保全及び公衆衛生の向上に関する事業を行い、健康で豊かな市民生活の確保と社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的として、一般財団法人宇治廃棄物処理公社へ移行した。

(1) 基本財産 1,000万円（宇治市出資）

(2) 事業内容

- ・一般廃棄物の処理、処分
- ・産業廃棄物の処理、処分
- ・廃棄物最終処分場の浸出水処理施設の運転管理
- ・廃棄物最終処分場及び最終処分場周辺の環境整備
- ・その他上記の目的達成に必要な事業

(3) 役員（平成31年4月1日現在）

理事 6名 うち、理事長1名、副理事長1名、専務理事1名
監事 2名
顧問 2名
評議員 7名

(4) 処分料金（100kg当たり）

表13-1

一般廃棄物	家庭の粗大ごみ・不燃ごみ	1,420円
	事業系の一般廃棄物	1,420円
産業廃棄物	燃え殻	1,900円
	廃プラスチック類	2,850円
	紙くず	1,900円
	木くず	1,900円
	繊維くず	1,900円
	ゴムくず	1,900円
	金属くず	1,900円
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	1,900円
	鉱さい	1,900円
	がれき類	1,900円
	処理困難物	2,850円
	廃プラスチック類を除く混載	2,380円
	廃プラスチック類を含む混載	2,850円
	非飛散性アスベスト廃棄物	4,760円

(5) 埋立事業の概要

・埋立処分地 宇治市池の尾仙郷山6番地2

処分地 面積 40,100㎡

処分地 容量 495,316㎡

・埋立方法 専用コンパクターによる破碎・圧縮後、土砂とのサンドイッチ方式

(6) 搬入実績（平成30年度）

① 一般廃棄物

表13-2

	一般廃棄物		火災減免		クリーン宇治		不法投棄		合計	
	搬入 件数	搬入量 (t)	搬入 件数	搬入量 (t)	搬入 件数	搬入量 (t)	搬入 件数	搬入量 (t)	搬入 件数	搬入量 (t)
合計	3,859	5,664.79	36	136.46	8	0.34	0	0	3,903	5,801.59

② 産業廃棄物

表13-3

燃え殻	廃プラスチック類		紙くず		木くず		繊維くず		ゴムくず		金属くず		
	搬入 件数	搬入量 (t)	搬入 件数	搬入量 (t)	搬入 件数	搬入量 (t)	搬入 件数	搬入量 (t)	搬入 件数	搬入量 (t)	搬入 件数	搬入量 (t)	
0	0	941	456.71	0	0	20	4.14	0	0	0	0	5	0.93

ガラスくず、 コンクリートくず及び 陶磁器くず		鋳さい		がれき類		廃プラスチック類 を除く混載		廃プラスチック類 を含む混載		処理困物		非飛散性 アスベスト 廃棄物		合計	
搬入 件数	搬入量 (t)	搬入 件数	搬入量 (t)	搬入 件数	搬入量 (t)	搬入 件数	搬入量 (t)	搬入 件数	搬入量 (t)	搬入 件数	搬入量 (t)	搬入 件数	搬入量 (t)	搬入 件数	搬入量 (t)
8	4.64	0	0	38	64.87	34	22.71	1,024	522.15	16	4.35	16	11.60	2,102	1,092.10

3. 公園公社

宇治市における民有地をはじめとした市街地の緑化を推進し、緑豊かな潤いとやすらぎのあるまちづくりを進めるとともに、都市公園等の円滑な管理運営及び施設の健全な利用を通じてのスポーツ・レクリエーションの振興を図り、もって都市環境の改善と市民福祉の増進に寄与することを目的として、昭和63年7月11日に財団法人宇治市公園公社を設立した。

その後、平成22年10月1日に公益財団法人宇治市公園公社としてスタートした。

(1) 基本財産 3,000万円（宇治市出資）

(2) 役員

理事 11名 うち、理事長1名、副理事長1名、常務理事1名

監事 2名

評議員 10名

(3) 事業内容

(イ) 都市公園施設の運営管理

平成18年度より宇治市及び宇治市教育委員会から指定管理者として指定を受けた黄檗公園、西宇治公園、東山公園、宇治市植物公園及び宇治市巨椋ふれあい運動ひろばについて、適正かつ円滑な維持管理を行うとともに、使用許可や使用料徴収などの各種運営事業を行った。

(ロ) 都市緑化基金の造成、管理及び運用

都市緑化基金の造成は、昭和63年度を初年度として、市からの補助金と市民や企業からの寄付金を積み立てており、平成30年度末の現在高は約1億2,527万円となっている。

(ハ) 都市緑化基金事業

民有地の緑化と花のあるまちづくりを進めるため、都市緑化基金から生じる運用利息により、平成3年8月から取り組んでいる生垣設置奨励事業、記念植樹事業、プランター貸出事業の3つの都市緑化基金事業を引き続き実施し、平成17年度からは、我が家の庭とベランダコンテストにも取り組み、さらに21年度からは拡大して花と緑のコンテストに取り組むと併に平成26年度からは緑のまちづくりの担手を育てることを目的に設置した「宇治みどりの学校」では、花と緑の観察会、講習会、種苗交換会等を開催している。

また、平成23年度から生垣設置奨励事業を見直して緑化助成事業とし、生垣緑化、庭先緑化、駐車場緑化、壁面緑化に拡大し、基金事業の充実を図った。

(ニ) 緑化の普及・啓発事業

緑豊かなまちづくりと市民の緑化意識の高揚を図るため、個人や団体の各種記念日に植樹していただく樹木を配布する「記念植樹事業」では、新たに市民向けリーフレットを作成し、公共施設に配架するとともに市民課窓口等で対象者に手渡しすることで、個人の申請数が29年度の約3倍に増加した。

また、4月29日には、京都府公園公社との連携事業として、宇治市植物公園及び太陽が丘において、「緑のウォークラリー」を開催し緑に因んだ各種イベントを実施し、約2,400人の参加があった。

(ホ) スポーツ・レクリエーション活動

市教育委員会が黄檗公園及び西宇治公園の運動施設で実施する市民スポーツ事業について共催事業として取り組むとともに、黄檗及び西宇治体育館ではインストラクターによるトレーニング指導やエンジョイピンポン・ヨガ教室・ストレッチなどを実施した。

4. 文化センター

宇治市文化センターは、すぐれた文化芸術を企画・公開するとともに、市民の団体・サークル等の文化芸術活動を育成することにより、市民の文化芸術の普及向上に努め、広く市民文化の振興に寄与することを目的として和59年9月1日に設立した。

平成23年4月からは、「文化芸術の振興を目的とする事業」を行う公益財団法人に移行し、市民文化の一層の振興に向けた事業活動に取り組んでいる。

また、平成18年度からは宇治市文化会館の指定管理者として、文化会館の管理運営及び宇治市文化センター全館の施設管理を行い、市民文化の振興拠点として市民が気軽に利用できる施設づくりに努めている。

(1) 基本財産 1,000万円（宇治市出資）

(2) 役員

評議員 4名

理事 9名 うち、代表理事1名、業務執行理事1名

監事 2名

(3) 事業内容

① 公益目的事業

(イ) 文化会館の運営

文化芸術の振興を目的とする催物の利用に文化会館の施設及び附属設備を提供し、舞台運営や施設利用に関する技術的助言を行い、利用者の文化芸術活動の円滑な実現に努めている。

(ロ) 文化会館利用者への支援

宇治市文化事業基金を活用して、市民の文化芸術の普及向上に寄与する市内の団体・サークル等に文化会館使用料を助成し、市民団体等の文化芸術活動の育成・促進に努めている。

(ハ) 公演等開催事業の実施

市民文化の振興拠点として、年間を通じて「鑑賞機会提供」「参加創造」「普及啓発」の3つの視点から公演等開催事業に取り組んでいる。

事業手法については、プロモーター等から公演を買い取る「買取型」、プロモーター等と公演経費等を分担する「共催型」及び財団自らが公演を企画・制作する「自主制作型」により行うとともに、実施にあたっては市民団体等との連携を積極的に推進している。

<鑑賞機会提供事業>

音楽、舞踊、芸能等の舞台芸術公演、宇治シネマ劇場など

<参加創造事業>

市民参加型コンサート、ファミリーミュージカル、源氏物語朗読劇講座など

<普及啓発事業>

宇治市民文化芸術祭など

② 公益目的外事業

(イ) 文化会館の運営

文化芸術の振興を目的とする催物以外の催物の利用についても文化会館の施設及び附属設備を提供し、行政活動やさまざまな市民活動・企業活動等の利便に努めている。

(ロ) 施設管理事業

文化センター全館の施設・設備等の保守管理、保安警備、清掃などの業務を専門事業者への委託又は直営により実施し、施設・設備の効率的な保全に努めるとともに、来館者の利便を図るため、喫茶・軽食、飲料自動販売機、授乳室、無料コインロッカーなどを設置している。

5. 霊園公社

宇治市墓地公園の管理及び運營業務の円滑な推進を図り、墓園の良好な環境保持につとめるとともに、市民の宗教的感情に適合し、かつ、公共の福祉に調和した事業を行い、もって市民福祉の増進に寄与することを目的に、平成4年7月15日京都府知事の認可を得て、財団法人宇治市霊園公社を設立し、平成25年4月1日から一般財団法人へ移行した。

平成8年4月1日からは、地理的に近接する宇治市斎場の運営についても、宇治市からの委託により公社で行うことにした。

葬祭、火葬、埋葬は一連のものであり、これらを一体的に運営することにより、利用者のこれらに関する多様な相談にも的確に応じられるものである。

(1) 基本財産 5,000万円（宇治市出資）

(2) 役員 理事 7名 うち理事長1名、副理事長1名、常務理事1名
監事 2名
評議員 6名

(3) 事業内容

ア 墓園の利便に関する事業

墓参用手桶セットの設置や線香・供花等の販売所開設、また墓地公園管理事務所休憩所に飲料自動販売機を設置した。平成18年度からは春・秋彼岸、お盆の時期及び毎月1回、墓参用送迎車の運行を実施、また墓所の維持管理が困難な使用者の委託を受け、墓所内の清掃・除草・供花の作業を行い墓所使用者の利便に供した。

イ 墓園内の緑化事業

彼岸、お盆の期間中には季節の花をプランターに植栽し、園路に配置して利用者に親しまれる墓地公園とするよう努めた。

ウ 墓園管理運営事業

a 平成18年度より宇治市から指定管理者として指定を受け、施設の適正かつ円滑な運営を行っ

た。

b 京都府内で初の市営霊園として平成4年度から墓所使用者の募集を開始した。平成30年度は1回の募集を行い、12区画の募集に対し10名の使用者が決定した。

c 墓地供用区画数（平成30年度末現在）

表13-4

種 別	区 画 数	使用区画数	墓所使用料	墓園管理料
2㎡墓所	1,861	1,858	50万円	年間 4千円
3㎡墓所	771	770	75万円	年間 6千円
4㎡墓所	343	341	100万円	年間 8千円
合 計	2,975	2,969		

エ 斎場の管理運営事業

a 平成18年度より宇治市から指定管理者として指定を受け施設の適正かつ円滑な運営を行うとともに、宇治市民及び周辺自治体住民の利用に供した。

b 斎場使用状況（平成30年度）

表13-5

区 分		市 内	市 外	合 計
火 葬 場	大 人	1,626	1,588	3,214
	小 人	2	2	4
	死 産 児 (4カ月以上)	17	9	26
	そ の 他	0	0	0
待 合 室	146	67	213	
安 置 室	120	27	147	
葬 祭 場	95	15	110	

6. 福祉サービス公社

宇治市における高齢化の急速な進行を背景に、可能な限り住み慣れた地域社会で暮らしたいという高齢者を中心とした市民のニーズに的確に対応するため、従来からの在宅保健福祉に係る公的サービスの適切な在り方に向けて整理・統合を図り、更に、利用者の選択権に基づく、自主的サービスを付加した総合的なサービス供給主体を設置するため宇治市が出資し、財団法人宇治市福祉サービス公社として、平成9年3月25日京都府知事の許可を得て設立された。

また、平成12年4月からの介護保険事業の開始に伴い、より一層利用者や家族にとっても安心で

きる質の高いサービス提供をめざして取り組んでいくとともに、介護保険以外の自主的サービスにおいても利用者ニーズをふまえた幅広い保健福祉サービスの展開を図ってきたところである。

また、公益法人制度改革に伴い、平成25年4月1日には、一般財団法人へ移行し新たなスタートを切った。今後もこれまでの「利用者とともに 市民とともに」～利用者本位のあたたかいサービスの提供～という理念の具現化に加えて、今日まで得られた多様な事業成果を市民・地域に還元する公益目的事業を着実に実施していく。

(1) 基本財産 10,000千円（宇治市出資）

(2) 役員

理事 9名 うち、理事長1名、副理事長1名、専務理事1名

監事 2名

評議員 6名

(3) 事業内容

1. 在宅保健福祉サービスの調査研究、知識の普及啓発、相談等に関する事業
2. 自主的な在宅保健福祉サービスの提供に関する事業
3. 居宅介護支援、介護予防支援に関する事業
4. 訪問介護に関する事業
5. 通所介護に関する事業
6. 介護予防・日常生活支援総合事業に関する事業
7. 障害者福祉サービスに関する事業
8. 障害児福祉サービスに関する事業
9. 在宅保健福祉サービスに関する受託事業
10. 地域保健福祉に寄与する関連団体等に関する支援、助成事業
11. その他前条の目的を達成するために必要な事業

宇治市から受託している公的サービス（事業内容9に該当）は以下の通りである。

- ① 東宇治南地域包括支援センター運営
- ② 西宇治地域包括支援センター運営
- ③ 中宇治地域包括支援センター運営

また、これとは別に宇治市西小倉地域福祉センター、宇治市東宇治地域福祉センター及び宇治市広野地域福祉センター管理運営も併せて受託している。

平成30年度在宅保健福祉サービス実施状況

(1) 宇治市から受託された公的サービス

① 訪問型事業	延べ件数	42件
③ 機能訓練事業	延べ参加者	12,029人
④ 認知症予防事業	延べ参加者	3,746人

⑤ 西宇治地域包括支援センター運営	延べ相談件数	4,700回
⑥ 東宇治南地域包括支援センター運営	延べ相談件数	5,136回
⑦ 中宇治地域包括支援センター運営	延べ相談件数	4,680回
⑧ 宇治市福祉人材研修事業	延べ人数	374人

(2) 障害福祉サービス

- ① 居宅介護事業（ホームヘルプサービス） 延べ派遣回数 12,464回
- ② 障害者相談支援センター事業 延べサービス利用計画作成数 654件
相談支援や福祉サービスの情報提供、障害福祉サービスの申請代行の他サービス利用計画の作成等実施

(3) 介護保険事業

- ① 西小倉デイサービスセンター通常規模型 延べ利用者7,441人（年間開所日数357日）
- ② 西小倉デイサービスセンター認知症対応型 延べ利用者2,104人（年間開所日数305日）
- ③ 東宇治デイサービスセンター通常規模型 延べ利用者7,264人（年間開所日数359日）
- ④ 東宇治デイサービスセンター認知症対応型 延べ利用者1,205人（年間開所日数307日）
- ⑤ 広野デイサービスセンター通常規模型 延べ利用者7,038人（年間開所日数357日）
- ⑥ ホームヘルプサービス事業 延べ利用者数4,918人 延べ派遣回数41,609回
- ⑦ 西小倉居宅介護支援事業 延べサービス計画作成数2,087件
- ⑧ 東宇治居宅介護支援事業 延べサービス計画作成数1,993件
- ⑨ 広野居宅介護支援事業 延べサービス計画作成数2,203件
- ⑩ 中宇治居宅介護支援事業 延べサービス計画作成数1,292件

(4) 会社が独自に行う自主サービス

- ① 会員登録状況 賛助会員（法人30団体・個人78名）
- ② 介護員養成研修（介護職員初任者研修課程）受講者9名
- ③ 家事援助サービス 院内介助等、介護保険法では対応できない顧客のニーズのうち、訪問介護サービスについて、自主サービスとして実施。208回
- ④ 財産保全・管理サービス 「地域社会権利擁護事業」が宇治市社会福祉協議会で実施されたことにより、重要書類預かりサービス、日常金銭管理サービスに移行して実施。利用者数0人

(5) 西小倉地域福祉センター施設利用状況

- ① 利用登録団体による利用状況 延べ1,063件 延べ25,804人
- ② デイルーム利用状況 延べ7,781人

(6) 東宇治地域福祉センター施設利用状況

- ① 利用登録団体による利用状況 延べ1,031件 延べ30,692人
- ② デイルーム利用状況 延べ6,827人

(7) 広野地域福祉センター施設利用状況

- ① 利用登録団体による利用状況 延べ1,085件 延べ27,505人
- ② デイルーム利用状況 延べ3,870人

7. 野外活動センター

宇治市総合野外活動センターの管理・運営を行うとともに、野外活動に関する事業を通じて、青少年の豊かな感性と責任感を育み、人々の学ぶ喜びを増進し、人と人との連帯感を高めることにより、生涯学習の推進を図り、もって新しい文化と活力ある地域社会の創造に寄与することを目的として、平成11年3月24日に財団法人宇治市野外活動センターを設立した。

その後、平成23年4月1日に公益財団法人宇治市野外活動センターとしてスタートした。

(1) 基本財産 5,000万円（宇治市出資）

(2) 役員

理事 6名 うち、代表理事1名、業務執行理事1名
監事 2名
評議員 5名

(3) 事業内容

(ア) 活動支援事業

各種体験のプログラムの指導、助言を行うとともに、創作活動や農業・ふるさと体験、天体観察などのプログラム利用者の活動を支援する。

(イ) 野外活動奨励事業

参加無料のイベントを開催し、市民が気軽に野外活動に親しめる機会を提供するとともに、幅広い層に野外活動センターの利用が促進されることを目指す。また、より充実した活動プログラムの開発を行うため、野外活動に関する最新情報の収集を行う。

(ウ) 野外活動体験事業

より充実した活動サポートとプログラムを提供するために、定員を設けた有料イベントを企画・実施し、生涯学習の推進を図る。

(エ) 総合野外活動センター管理運営事業

総合野外活動センターの管理運営を宇治市より指定管理者として受託し、施設の管理運営業務を行う。